

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	著名キャラクターを活用したシティプロモート推進業務
発 注 課	総務局広報部広報課
選 定 事 業 者	株式会社コンサドーレ
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
本業務は、国内外の人々や企業を惹きつけるための街の価値の創出とシティプロモートの一層の推進を目的に、株式会社サンリオが展開するキャラクター・ハローキティを活用し、国内外問わず広く情報発信力を持つ株式会社サンリオの公式ホームページ上で札幌市のさまざまな魅力を国内外に発信するためのデジタル絵本の企画・制作等を行うものです。 本市では、平成24年1月に策定した「魅力都市さっぽろシティプロモート戦略」に基づき、札幌が「笑顔になれる街」であることを目指して、このコンセプトを国内外に向けて札幌の魅力を発信するとともに、市民の地域愛着心の醸成に向けた取り組みを進めています。 ハローキティの「誰からも愛される親善・友好の象徴」という特徴は、本市のシティプロモートのコンセプトと一致しており、国連とのSDGs活動や各行政機関における事業のプロモーション等で数多く活用されています。 また、ハローキティは日本国内のみならず世界規模で認知度が高く、国内外で幅広い年代で多くのファンを有することから、本業務を契機として市民の郷土愛の一層の醸成や地域の活性化、札幌市の更なる認知拡大や魅力向上に多大に寄与することが期待されます。 本業務の実施にあたっては、株式会社サンリオのみならず、キャラクター版權を有する関連会社等との調整が必要となり、これを担うことができるのは、デジタル絵本制作について株式会社サンリオと包括的に連携し、全ての関連会社と円滑な調整を図ることが可能な株式会社コンサドーレのみです。 上記理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者との特定随意契約とします。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）

決 定 日	令和7年2月19日
-------	-----------